

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和4年度 第1回 川西市市民活動センター及び男女共同参画センター に係る指定管理者選定委員会		
事務局 (担当課)		市民環境部 人権推進課 (内線2411)		
開催日時		令和4年9月15日(木) 18時00分～19時35分		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	和田 聡子 委員 山下 英和 委員 藤本 真里 委員 乾 雅美 委員		
	その他			
	事務局	総合政策部 部長 副部長 参画協働課 課長 課長補佐 市民環境部 部長 副部長兼人権推進課長 人権推進課 主査	石田 有司 金淵 信一郎 岸本 匡史 山元 和子 岡本 匠 田中 肇 岸 琴乃	
傍聴の可否		可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由				
会議次第		市長あいさつ 委嘱状交付 諮問 議題1 川西市市民活動センター及び川西市男女共同参画センターに係る指定 管理者選定委員会会議公開運用要綱並びに同選定委員会の会議公開 に係る傍聴要領について <資料1・2> 議題2 川西市市民活動センター及び川西市男女共同参画センターに係る指定 管理者募集要項等について<資料3> 議題3 川西市市民活動センター及び川西市男女共同参画センターに係る指定 管理者候補法人等の選定基準及び同評価表(案)について <資料4-①、②> その他		
会議結果		別紙のとおり		

【審議経過】

◆事務局より、配布資料の確認を行う。

◆選定委員会委員紹介

◆事務局職員の紹介を行う。

◆市長あいさつ

◆委嘱状交付

◆川西市市民活動センター及び川西市男女共同参画センターに係る指定管理者候補法人等の選定について
(諮問)

○議題1 川西市市民活動センター及び川西市男女共同参画センターに係る指定管理者選定委員会
会議公開運用要綱並びに同選定委員会の会議公開に係る傍聴要領について <資料1・2>

委員 長：皆様、お手元に諮問書はありますでしょうか。はい。そうでしたら、こちら、諮問書に基づきましてですね、これから委員、皆様方から、指示、ご意見をお聞かせいただきまして、望ましい指定管理者、公募の法人の選定をして参りたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。それでは早速ですが、6番目の議事に入って参ります。(1)「川西市市民活動センター及び川西市男女共同参画センターに係る指定管理者選定委員会会議公開運用要綱、並びに同選定委員会の会議公開に係る傍聴要領について」につきまして、事務局から、ご説明をお願いいたします。

事務局：資料に基づき、川西市市民活動センター及び川西市男女共同参画センターに係る指定管理者選定委員会会議公開運用要綱並びに同選定委員会の会議公開に係る傍聴要領について説明

委員 長：はい、ありがとうございます。なお、本日傍聴者は今のところいない、ということで、はい。委員の皆様、何かご質問ございますでしょうか。よろしいですか。先ほどの、事務局より、ご説明もございました会議の公開につきましては、会議終了の前に、次回の会議内容を考慮して最終的に決定ということで、また、会議の公開に伴う会議録の作成につきましては、事務局に一任でよろしいでしょうか。お願いします。ありがとうございます。そうでしたら、議事、進めて参ります。(2)「川西市市民活動センター及び川西市男女共同参画センターに係る指定管理者募集要項などについて」を、議題といたします。事務局、ご説明お願いします。

○議題2 川西市市民活動センター及び川西市男女共同参画センターに係る指定管理者募集要項等について<資料3>

事務局：資料に基づき、川西市市民活動センター及び川西市男女共同参画センターに係る指定管理者募集要項等について説明

委員長： はい、ありがとうございます。募集要項、仕様書などについてのご説明いただきましたけれども、委員の皆様、ご質問などございませんでしょうか。どうぞ。

委員： すいません。もう募集してて、それで、もう受け付けも開始してるわけですね。ここに何を諮って、もういいと言うしかないという感じがするんですけど。なんか、ちょっと指定管理っていうのは、指定管理者制度の良いところは、所管課が、その所管課に直結する所管課が、そのセンターなりがどう運用されたらいいかっていうようなことを考えて、形にするのが仕様書なんですよね。割と、仕様書を何というのかな、非常に淡泊な仕様書、必要事項だけを書いて、何か違うって、ロマンとか、何かビジョンとか、これからこうしたいとかいうのはあまり見えないなという気がして、そこら辺の検討をすることが指定管理者制度の選考委員会とかの意義があるところ。例えば、なぜ5年やったやつを3年に短くしたのかなとか。もし、私は、割と市民活動のこの、やってらっしゃるところ、すごい良い形で川西市で、そういうのがすごく、活発でいいなとすごく思ってるんですね。だったら、細かいことのいろいろ課題があるのかもしれないけれども、そして指定期間を長くするとかね。そんなことこそ、ここで検討して決めていくべき違うかなと。そういうこと全部決めてから、もう募集かけて、申請も受け付けてっていう状態で、これを出してきて、なんの審査するのかなって。審議、議事として上げてはどういう、これ5年に延ばしてもいいんじゃないかってもう無理ですよ。ちょっと不思議だったんですけど、男女共同と市民協働と、全然部署が違いますよね。市民環境部と総合政策部と。それが一つの審査会であるっていうのも、これ先ほど言ったような趣旨からすると、十分に所管課の、ビジョンとか思いというのがちゃんと仕様書に出るのかなという。で、その二つの部署から受けてる指定管理者って、割と苦勞してるんじゃないのかな、とかね。だって、内部で、内部で違う部署なわけですよ、内部でどういう連携して、指定管理とつきあって、指定管理者の方とつきあってるのかなと思ったりして。ここら辺は、だから、今から、今回、どうせいこうせいとは全然思わない、ひっくり返さないとは、そんなん全然思いませんけど、少しこれからやり方を、ちゃんと考えて。すごく良いように考えたら、それだけ、もう自由に指定管理者に委ねてると言うかね。でも、私、それをするとかね、市役所の側の職員が育たないと思うの。どんどん指定管理がかしこくなっていくねんけど、それに、市役所の職員の意識がついていかない。それはビジョンを、ビジョンを先導出来ないから。指定管理の方がビジョンが高くて市がそれを追いかけるみたい、となると、長い時間あれするとあんまし市民にとってよくないと思うんですよ。やっぱり市がビジョンを持って、対等な関係で指定管理と、切磋琢磨していくっていうのがいいと思うんですよ。何かケチつけてるだけで申し訳ないんですけど、少しこれからの指定管理者制度の、ちょっと検討の仕方を、考えた方がいいんじゃないかなと、思います。どうでしょう。今回どうせいこうせいとは。

事務局： すみません、ご指摘いただいて。今この段階で、何を協議するんだというような、お話ではあるんですけども。今回、すみません、させていただきたいのは、今回こういう形で、ちょっと募集させていただいて仕様させていただいて、募集、いただいているところのご説明になってしまいました。で、今おっしゃられた、例えば、5年から3年になってる理由としましては、ちょっと先ほど、触れさせていただいた通りですね、貸館業務について近くの近隣にも、同じ貸館をやってる施設がある、もちろん施設というのは、貸館だけでやってるものじゃございませんので、ソフト面で、市民活動を活性化させるだとか、男女共同参画社会の実現だとか、そういうことあるんですけど、貸館について検討事項等ある中で、また、社会情勢の変化等もありますので、少しちょっと3年間という形でとどめ、短くさせていただいたというのはございます。

委員： なんて、近くに貸館業務をやってるところがあったら、短くするんですか。

事務局： こちらの方の、統合というのを検討するよというよ、別の審議会からのほうのご意見もありまして、施設統合。

委員：統合させるために、時期がずれてるのを一緒にしたいから、時期を一緒にしたいから、次の指定管理に、ではないんですか。

事務局：まだ、結論が出てるわけではなくってですね、川西市が事業再検証っていうのを進めておりまして、で、その中で、例えばですね、この近辺に、みつなかホールであるとか、アステ市民プラザであるとか、総合センターであるとか、そして、ここのパレット、こちらがありますので、それが、同じ地域に集中しているから、で、どちらかといえばこの男女共同参画センターの夜間なんか、非常にあの貸館が少ないような状態になってる部分があってですね、それは、もう少し効率的に考えるべきじゃないとか、いろんな議論があって。そこは、今回こういう形でちょっと3年間短くさせていただいて、その期間に、検討させていただきたい、というような感じなんです。なかなかこの市全体の大きなストーリーの中の一部を切り取ってということで、非常に皆さんに急をお願いするとゆうのは、申し訳ない事ではありますけれども、ひとつ、そういった背景があるということでございます。

委員：適正な運用状態を、模索するために。

事務局：そうですね。

事務局：今回、3年にしたのは、3年間で、今言いました貸館の在り方どう統廃合するかを考えようと思っています。で、おそらくこの貸館業務って今の指定管理者さん、利用料金制をとっていますので、かなり影響があるというふうに考えています。この、変更次第では。で、3年間は、基本的に今我々のほうは検討期間中ですので、この3年間は、おっきな変更は予定はしてないです。ですから、今回選定をいただいた指定管理者については、今の条件のものが、それほど大きくは変わらない予定にしていますけど。3年、あまり、この5年をかけて物事を検討するような、少し長い起用をしておりますんで、3年間でしっかり検討して、4年目ぐらいからは実際に、統廃合が行う可能性もありますし、どこまでを統廃合をするかというのは、これ3年かけて検討しますし、これから選定、選んで、選ばせていただいて、運営していただく指定管理にも、いろいろ意見を聞いたり、どう改善したらいいかを議論する、それは3年間とりたいということですよ。5年ではちょっと長いなど、ですから、3年というふうに限らせていただいたと、そういった理由です。

委員長：はい、どうぞ。

事務局：もう1点、この仕様書にロマンが、我々のロマンがあまりないというね、ご意見もあって、我々もね、もちろんロマンの部分はね、伝えたい気持ちもあって、行政と顔を合わせてですね、どうしたらそういうパレットかわにしようという体の施設の統合施設を変えていくか、だいぶ議論したんです。文字に落とすときに、あまりその我々のロマンというか、その方針だっているのは、あんまり見過ぎたら、こう今度はその提案のほうか、提案の幅が狭められるのも、もうどっちかなっているのも、危惧したところもあって、ちょっと役所的なあっさりした事務的な文書にした。だからですね、先ほど課長が説明申しましたように、例えばその市民活動センターとしては、その3ページの、③の、ウのところで、bですね、地縁団体相談、こころへんは、現在の業務の中では、あまりそのウエイトを置かないんですけども、ちょっと次の3年間の指定管理の中ではですね、ここをちょっとやってほしいというようなことをですね、書かしてもらったり。その下の④の、イのマッチング制度の仕組みということで、これも我々の市役所の中では、取組みを今、成果確認ですけども、実際、社会的な実相に持って行って欲しいということをこころへんでは、出していったりしてですね。多少、できる限りの範囲での表現はつまっているつもりのところはあると。そういうことで、あともう一点、2つの課に分かれてますよねっていう話もありましたけども、それはもう縦割りにならんようにですね、もう密接に常に話しますし、今回のこの仕様書を作るときにもですね、大分、ミーティングを重ねまして、それぞれの意見ですね、すり合わせてやっています

し、で、今現在もそうですが今後はですね、指定管理者との付き合いというのはですね、情報交換も含めまして共有も含めましてですね、バラバラにならないようにっていうのはもう常日頃、気をつけているところでございます。

委員：どんな会合の取り方をするんですか。

事務局：はい。

委員：指定管理の定期的な会議で、どういう風にするんですか。

事務局：調整会議というのを持っております。で、この指定管理制度ですね、パレットかわにし導入した当初は、おおむねまあ月に1回ぐらいやってたんですけど、その後は、ちょっと開催の間隔が長くなってしまったっていうのがあるんですけども。そうですね、参画協働課と人権推進課の職員が、パレットの方に行きまして、今もなかなか向こう日程調整が難しいですっていう話が結構あるんですけども、その中で可能な範囲では、調整会議を重ねていっているというふうな状況でございます。

委員：今はどれぐらいの回数なんですか。

事務局：今ですか。実は昨年度は、3回だったんですね。今年度、今年度が2回。

委員：あまり議論してるという回数ではないですね。いじめているようで申し訳ないんですけど。

事務局：本来は、月に1回ぐらいはやるべきだというふうには思っています。

委員：もしかしたら、担当者のレベルでは日参してはったり、いろんなね正式なやつをやってなくても、やってらっしゃるような感じはしたりしますけれども、でも月1回、う～ん、そういう、そういうことが市役所の職員の方にとってもいいん違うかなっていう気持ち、すごしますね。

事務局：委員の、おっしゃる通りだと思ってましてですね、この施設が非常に長い期間、こうまあ管理いただいているという状況もあって、ちょっとある種、そのそういう、任しといたらっていうような部分が出てきてるところもあるのかなあというところなんです。で、そういう部分を受けてですね、公募にさせていただいて、今回ですね、職員があちこちの団体にこういう公募をかけますということで説明してもらってですね、一度ご検討いただきたいみたいなことで、複数の候補者からの応募があったみたいな形にはなっています。そういう部分のですね、やはり、色々こういうのか色んな案をみながらですね、どこにしていくなかっていうのを、選定いただくというところを、単独であれば、非常にそこで、もう仕方ないよねっていう話になりますけど、いくつか比較しながらこう議論が出来ればな、それをこの場でできればな、というふうには、非常に期待するところではあるんです。

委員：先生も何か。

委員長：大事なご指摘をいただいているし。今後ね、今後のために大事な事で。先生がおっしゃられるのも、全仕様書だとか申請書ができあがっていてもですね、この場が了解の場といいますか、審議ではないですよ。確認ですね。

事務局：選定、選定委員会とさせていただきますので、選定の段階でご意見をちょうだいしたいと、いうことをご理解いただけますでしょうか。

委員：でもまあ、仕様書書いた時点で、ほとんど決まってるんでしょうね。こういうのって。仕様書、なんていうのかな、仕様書に魂込めるんですよ、担当課が。こんな施設にしたいという魂を。そこがすごい重要で、それは指定期間にもあらわれるし、目的、センターはこういうふうにしたい、この3年ではこんなことを実現したいんだっていうような、そういうのが盛り込まれている必要があるものなんですよ。だから、会議、会議の回数が減ってるってことはね、別にきつとセンターのほうは、なんていうのかな、ずっとこう考えてはと思うんですよ。その、そのパートナーになってないんですよ、市役所が。そんな日が少なくて、管理出来てんねんもん。もっとう、いろんなやりたいことあったら、一番の相談相手になってるのが市役所の担当課がなってなおかしい。別に正式に、両方が集まってっていうふうにしなくてもいいので、何かもっとう、議論して。だから例えば共同とか、男女共同が私あんまり、男女共同を存じ上げないんですけれども、例えば、課の方、交代になったら、そのセンターと繋がってることで、上手く、なんていうのかな、引継ぎが出来ていくとか、何か、そういうのにもプラスに働くと思うんですよ。だからそういう、指定管理者との付き合い方みたいな、パートナーして、一緒にその市の施策を、実現させていくパートナーとしてつき合わない。ただ、貸し業務のあれやってたら、管理してたらいい。それはビルメンテナンスとかに頼んだらいいですよ。そうじゃない。特に、今やってらっしゃる方見ると、とてもロマン高くていい、やってるし、京阪神の割とリーダー的な存在になってる。だから、近隣の自治体もここへ相談するぐらいになってるんで、とても期待もするんで、あの、なんか、とてもうまく、いい関係を、どうか。

事務局：いつも心に、肝に命じておきます。

委員：ほんとに、次の指定管理の時には、エールをこめて頂いておりますので。

委員長：はい。そうしましたら、●●委員。

委員：この仕様書の中でね、3ページ、③サポート、サポートのことですよ。ここで、あの委託者に対して、年6回以上だとか、週1回4枠だとか、男女共同参画の18回言うておられるけど、数字でね、業務を進めさせてるというか、あまり見たことないんでね、これ何か意味があるのかなあと。この18回とか、この前の男女共同参画プランで、講座等は、で18回以上実施するとかね。あまり具体的な18回って何か意味があるんだろうかなあって。

事務局：この、男女共同参画の講座の回数につきましては、男女共同参画プランの中で具体的施策が幾つもあるんですけれども、そういう中で、女性の、例えば、健康を守るための講座をやりなさいとかですね。

委員：項目がある。18項目やと。

事務局：18項目、そういうことです。

委員：わかりました、すみませんね。

委員長：はい、ありがとうございます。●●委員、なにかございますか。今のところ大丈夫ですか。

委員：いいですか。ちょっとだけ質問していいですか。

委員長：はいどうぞ。

委員：すみません。3ページの地縁団体の相談業務とかそういうことを書いて、今、それをこれからやっていきたいんだということをおっしゃったんですけど。その自治会とか、地縁団体って言うことは、川西市全体じゃなくて、あの近辺で言ったらええと。川小校区、桜が丘小学校校区になると思うんですけど、あの辺りだけってということなんですかね。何かやっぱり、川西って縦に長いんで、地縁団体って言っても北と南では全然違うので、ちょっと地区委員やってるので、全然違うのはすごくよく分かるんですね。なので、ちょっと、これを本当にできるのかなと、私からしたら、ちょっと書いてるだけなんちゃうかなと思ったり、すごくするの大変なんじゃないかなというのがあるのと、書いてるってことはもう決定事項なのかなと思うんですけど。それがあるのと、あと●●委員もおっしゃったように、市民活動センターという特色と男女共同参画センターというのが、全く別だと思えます、内容が。で、私が携わってる団体っていうのが二つ団体があって、それをどちらも男女共同参画のほうで登録させていただいてるんですけど。やっぱり、市民活動されてる方と同じ時間に借りたりとかするんで、やっぱりそのこうなっていうのかな、温度差というか、そういうのも違ってると思うんですよ。活動内容とかも全然違いますし。ただそれを、やっぱり一つのところが、なんていうんですかね管理するみたいな言い方ですけど、するっていうのはすごく難しいんじゃないかなあって、いつも思うんですね。見ても。なので、それを何かこう一緒にする意味っていうのが、ちょっと使ってる立場として、わからないというか、ごめんなさい、すごく単純な質問なんですけど。何でこれを一緒にしたのかっていうのと、あと、指定管理が3年っていう短い、何でこんな短いんやったら、先ほど説明していただいた統廃合のことを考えているとか、そういうのがわかっているんであれば、えっ、3年のために、なぜ公募したのかとか、それだったら今、三井さんすごく長いことやって、すごくまいことしていただいているので、それだったらその、あと3年、別に変えなくてもいいんじゃないかなっていうのも正直な、いろいろ多分あるんだと思うんですけど。変える必要があるのかな、ていうのがちょっと疑問に思ったので、なぜこのタイミングで、それはちょっと言いましたけど、はい、それは疑問です。

事務局：すみません。

委員長：はい、どうぞ。

事務局：三つほど。まず、最初の地縁団体相談のことですけれども、あの、これまず、ここで言っている地縁団体っていうのは、市内全体を対象としています。で、いわゆるアウトリーチということなんですけれども、今までの正味、そういうスタイルでの活動というのは伝えていなかった。我々のほうとしては、やはり市民活動っていう中には、自治会、地縁団体がですね、重要な役割をされてると思いますので、是非ともそこを何とか活用したい。特に最近、自治会に入られる方も減ってますけれども、何とかこれ地域の力をお借りしたい等、がありますので、先ほどの話しじゃないですけども、そこをですね、新しい指定管理者、次期の指定管理者には、取り組んで欲しいということなんです。で、実際、●●委員おっしゃったようにですね、やろうと思ったら大変だと思います。ちょっとパワーのいる仕事だというふうに思いますので、そこをどうやってやるのかっていうのはですね、提案の中で、アイデアを聞かして欲しい。そして、そこを評価していただきたい。と、いうところのポイントですけども、ここはあまり誘導したらダメなんですけども。はい、そういうふうに我々の方としたら思っております。次に、男女共同参画センターと市民活動センターの二つが一つにっていうことなんですけれども、複合施設っていう事ですけども、別々に使うっていう経過の中では、一緒に一つの屋根の中に入ってるわけですけども、今、委員のおっしゃったように、その利用者のほうからして、なかなかその一緒にやるメリットが、メリット言ったらあれですかね、まだそのあらわれてきてないのかなというふうな、率直なご意見もあったと思います。我々としては、やはりそこら辺のことがちょっとあるとしても、何とかその一つであることのメリットを出したい。何かそこら辺をですね、今回の提案の中で見えてきたらいいというのが基本の流れです。

あと、じゃその3年ならば、公募かって話ですけども、これはもう基本的にですね、指定管理者の指定期間というのが決まっています。で、前は5年ということで、その期間が到達したために、新たに法人を選ばなければならないと。で、基本的に指定管理者の指定の在り方というのは公募が基本ということで、場合によっては非公募もできるということになりますけど、非公募にする場合は相当その非公募にする理由が明確になってないと、難しいということですね。何年かごとにその指定期間ごとに公募をかけていくというような形になるのが、望ましいと。ただ、正直な話申し上げますと、例えば他の施設ではですね、市の第三セクターがそのまま経営、管理してるようなところがあるんで、そこは非公募になっているようなケースもあるのは、実態としてはありますけど、ここについては、これまでずっと公募でさしていただいていた、という形になるので、ごく通常の在り方なのかなという認識でございます。

委員長： ●●委員、よろしいでしょうか。

委員： はい、ありがとうございます。

委員長： ほかにはご意見いかがでしょう。まず、ちょっと先に説明させていただいて、また後で全体、もう一度皆様にお聞きしたいと思います。

○議題3 川西市市民活動センター及び川西市男女共同参画センターに係る指定管理者候補法人等の選定基準及び同評価表(案)について <資料4-①、②>

委員長： そうしましたら、(3)の「川西市市民活動センター及び川西市男女共同参画センターに係る指定管理者、候補法人等の選定基準及び評価表について」を議題として、事務局にご説明いただきたいと思えます。

事務局： 資料に基づき、川西市市民活動センター及び川西市男女共同参画センターに係る指定管理者候補法人等の選定基準及び同評価表(案)について説明

委員長： はい、ありがとうございました。採点、そうですね、評価表ですけども、こちらのほう、基準、見ていただきまして、何かご不明な点、ご質問ご意見いかがでしょうか。
はい、どうぞ。

委員： 価格点が全体の3分の1を占めますよね。これはもう、川西市の指定管理の評価はこういうふうな割合に統一されてるんですか。それと、ここで、こういう、高いんじゃないかって感じがするんですけども。

事務局： 評価表ですけど、統一はされておられません。で、今回初めて、この価格点というのを設けさせていただいています。

委員： これまでは無かったんですか。

事務局： そうです。このパレットかわにしにつきましては、初めて。他の施設は、価格点っていうのはもうすでに入れるところも、ございます。

委員： 今まで提案内容だけで審査してたんですか。それでいいじゃないですか。何で、何かこう、これまでの指定管理の今の状況に、なにか課題があるんですか。どういう所から価格点が入ったんですか。

事務局：逆に、その価格点を入れるほうが、例えば、高いから良からうとか、あまり安過ぎて、業務点のほうがあまり伸びないとか。そこら辺を総合的に、業務点と価格点やっぱりバランスっていうのをですね、見るのが、適切じゃないかなっていうのが、今回、価格点も項目に入れた次第でございます。

委員：でも、めちゃくちゃ高かったら、価格点すごい下がりそうですね。

事務局：ただ、お金バンバンかけて、内容もすごくいいんですよっていうのをどう評価するかっていうところでですね。あまり、やっぱり今の予算の現状とか言って、そこら辺を目安にさせていただいて、採点する側、評価する側も、そういうふうにしてくれたらと思っているんですね。逆にそのおっしゃったようにそれ以前の価格点がないってゆうのは、ちょっと最近では、どの審査の状況においても、価格点を入れておくほうが、普通になってきてるのかなとは思いますが。

委員：そうですね。でも、三分の一占めてるっていうのは、割と高いと思いますよ。初めて価格点入れるのに、いきなり三分の一はちょっと、他と比べても高くないですか。

事務局：今年度ですね、別の指定管理者の選定委員会があります。その中で、価格点がちょっと高過ぎると良くないんじゃないかという意見があって、で、ちょっと下げさせていただいたケースもあるんです。で、その辺はご意見いただいて検討しているところなのかなという気はします。だからこの三分の一を占めてると、その価格点が、ほぼほぼ決まってしまうんじゃないか、ということですよ。

事務局：ウエートが高過ぎて。

委員：こういう背景だということは事前に、公募段階で出すんですか。一切出さない。配点なり。

事務局：出してないです。

委員：出さない。

事務局：はい。出してないです。

委員：ていうかこういう配点が、市の担当部署の姿勢になるわけですよ。審査側の。安かったら得点高くてってゆうふう設定してあるんです。

事務局：今の現状の予算を出してんねんやろ。

事務局：出してます。今の、ずっと今運営いただいている指定管理者。はい、それは参考として出しています。全くゼロから入れて、これ欲しいということでは、無いんです。

委員：そうですね。やったら、やったらってあれですけども、現状があるわけですもんね。

事務局：そうです、そうです。

委員：そしたら、そんなに高くする。

事務局：我々一つの考え方なんですけどね、この施設って、結構ソフト事業のウエートが多いです。となればですね、外っていうのは、ある意味定性的になってるっていうんでんすかね、その質的な

評価がやってきました、ただ、他のなんかその面積按分がなんぼとかいう話とかと違ってくると思うんですけども、その場合に、価格が一定見積もりがあるかと、要はそのソフト面というのは、なかなか決まった物差しが持ちにくいというのがあるので、言葉ですけども、いろんな評価できると思うんですね。それに対して価格っていうのは、一定数字でございますので、決まってそんな比率出しますと、ということなので、価格の部分を、ウェイトを多少持ったほうが、そのソフトとして、ソフトが評価の物差しが決めにくいかもしれないところを、価格のところできちっと抑えられるっていうようなメリットがあるんじゃないのかというのが、今回の、こういう1対2にしたような形でございます。

委員：それは、定性的なものは、担当部署がいいって言ったら、それでいいですよ。こういう成果をして、こんな市民が出てきた、こんな市民に育った、こういうことやった、で、こんな効果あったで、それはもうなんとでも。そういう定性的な評価がしにくいから得点、やりやすい指定管理の価格あげましょうなんて、それ、あんまり意味が。

価格点をあげるというのは何かと言うと、安く抑えたいということなんです。それが意向、意向になっちゃう、審査する側の。でも、きっとセンターのこの質かなんていうのかな、あれからすると、価格を下げるというよりは、価格はそんな下げなくてもいいから、サービスを向上させて欲しいと思うよね。その審査の趣旨を出さないといけないですよ。これ知ったら割とショックです。こういうふうに見てるのかって感じ。知るのか知らないのかわかりませんが、どっかで知ると思うんですけど。これはちょっと価格点を今まで見てなかったのに、いきなり三分の一っていうのは無いんちゃうかな。かといって、やっぱり価格というのは重要です。たぶん。価格点出さずに、よう議会通ったなと思ったりしますけど。だから、そこは、価格としても妥当かどうか、うん、ちょっと高くないですかねと思いました。このセンターの質からすると。だから、定性的にしか見えないものだからこそ、価格で出入りするような、そんな性格の、施設じゃないと思いますね。

事務局：そう、私達としては、一つはあまりその高いお値段で、さらにすごくいいけども、云々あるっていうのは、なかなか受けにくいかなっていうのが正直なところだったんですね。

委員：価格が。

事務局：だからその、高い、高くてグレードのいい中身のソフトの。

委員：高くてグレードが良い。

事務局：それもなかなかそのまま、確かに、いいサービスが提供するの嬉しいんですけども。まず一定のお金の限界とかね、まああるので、そこら辺ちょっと心配したところはあったんですよ。それで、一点、価格点を一対二にさしもらったというふうなところはあります。

委員：ってゆうか、だって予算は決まってるから、それ以上出すことはないわけでしょう。

事務局：でも、それは。

委員：向こうがガンって出して来たら、それを出すわけじゃないでしょう。

事務局：まだ決まってはいませんよ。このぐらいの予算で参考に今の現状と、この資料の中身をみせて、今、ご議論をいただてる、それは先ほど先生のほうから、もう仕様決まってるんじゃないかという話ありましたけれども、ここは議論いただいたらいいと思います。先生方の中で、やはりここはもう少しこう、下げて、他の品質のほうで、ここは選ぶ、選ぶべきだというような、そういっ

たご意見があれば、ここはそのための今日、場ですんで。じゃ、具体的にどのぐらいのウエイトがあるのかというご議論をいただければありがたい。

委員 長：今日の議事の中では、資料4の②、唯一両括弧案ですので、先生のそういうご意見ご提案も。議論させていただければと思います。価格点が高すぎるという点で、●●委員はいかがでしょうか。

委員：前回の改定では同じ形で出しておられたんで、そのときはあまり支障がなかったんで、そういう問題が出るかなと、懸念はしてなかったんですけども。もうちょっと考えてみた方がいいかもしれませんね。しかし極端にその提案の金額は大きく変わるっていうことは、どうなんでしょうね、あまりないように思うんですけどね。基準がある程度が出てるわけでしょう。目安というかその以前はこういう形でやりました、5年度の予算が、ですか。

事務局：令和3年度です。3年度の額としてはお示しはしています。

委員：指定管理者としてやるべきことの業務内容がある程度出来ているので、それとの絡みでいうとその特別高くなったりとか、安くなったとかいうのは、ちょっとこう、あり得ないじゃないかという気がするんですよ。それは申請する人の・・・わかんないですけどね。

事務局：ソフト事業って多く人件費性が高く上がってるところがあるんだろうなとあって。

委員：そうですね。指定管理料の50%ぐらい人件費ですからね。

事務局：やはり、こういうソフトを決めていくっていう、その人のレベルであったりとか、質とかそういう部分が影響する部分があるんで、そういう人をそろえたとしたらそれなり高くなるというようなところもあるとは思っています。ただ、行政体としては、先ほど申し上げたように、極端に高い金額で入れるというのは難しいというところもあって。それは昨年度示した金額ぐらいが妥当なところだなって皆さん考えた上で、その事業内容とかの提案をいただくということにはなるのかなと。ですから、例えばそこ、ここまでウエイト高くしないでいいんじゃないかっていうことであればそれを一定下げれるものだろうなとは思っています。

委員：この3年間は従来のやり方を基本的に踏襲するという話をさっきされてましたんで。大きくは変わらない気はするんですね。

委員：でも、今までは価格点はなかった。初めてだと。

委員：前回のこの価格点は入ってなかったですか。

委員：高くなる心配はもうほとんどないと思いますけど。めっちゃ低く入れたら通ってこと。そうじゃないですよ。こういうのやってる人はみんな大変やから、低くなる、そんな、自殺行為する人いないと思いますね。でも、それやるんやったらやってもええっていうようなものにはならないほうがいいなど。だから、事務局を責めると言うよりは、この委員会で、そういう姿勢ではなくて、指定管理料下げさせる行為っていうのは結局人件費をおさえていく行為になって。

委員：実績を見ると、16名ぐらいであったんですけどね非常勤の方を含めて。トータル2000・・・やっぱ50%ぐらいを人件費はしますからね。1人平均で計算して120万ぐらいなんですよ。だから、所長さんもおれば、パートの方もおられて、その当時の話なんですけども、単純に割ると、1120万ぐらいですから。かなり厳しいなと思うんですけど。そんなには下げられないんじゃないか

という気がするんで、結構厳しい。まずそれ見てる範囲でね。大変なという感じはしましたんで。それを落とせないんじゃないかと思うんですよね。分かるんですね。

委員：落とさないとは思いますが、それになっても市役所の職員の給料と比べてください。頑張っている。そう、私も申し訳ないんですけど、そこにやっぱりこういうソフトのやつ呼ばれるけど、本当に低いので。それを決めているのが市役所の職員がまた腹が立ってくる。それで同じ仕事、この待遇でやってみたらってすごい思うんですよね。その契約書通り出すってなったら何か偉い厳しいよね。ちょっとこう下げて、したいんです。半分以上ぐらいいい。どういう下げ方がいいか。これまでなかったんだったら、なしでもいいんじゃないかって。3年という特殊な期間だということも加味すると。まあ、ちょっとそれは皆さんの・・・

委員：私の感覚としては、組織の安定性の10ってというのは、もう少しウェイトを置いた方が。やっぱり安定しないとやっぱり、事業そのものを3年間ね、継続してやる力とか、人材確保のための、第1局とか、バックアップがしっかりしてないとやっぱり、前回みたいなことありますよね、不足したから、財源をそしたら指定管理をちょっとプラスしてくれとなると、それはちょっとつらいですよ。やっぱり受けた以上は、それぐらいのことはその組織内で直接にカバーできるとかいう、そういう組織の力がなくて、ちょっと困るなという気がするんです。いや、この辺はもう15ぐらいいいんじゃないか。経費とかいうのはやっぱり、計画建てますから、年度初めに。その計画がシビアにできておれば、その計画内で収まればいいということであって、より説明しようがないんですけども。そこは十分やるんじゃないかなという気がしたり、何か先生おっしゃったように、価格点のね、調整を含めてしようかとは思いますが。

委員長：●●委員はいかがですか。

委員：そうですね。ごめんなさい、価格点の割合とかちょっと全然私わからないのであれなんですけど、そうですね。お金のことも、やっぱりその利用してる立場としたら、●●委員がおっしゃったようにその人材を安定的に、続けてくれるような、研修とか書いてあるところとか、その辺をもうちょっと、点数を上げてという形になるんですかね。ちょっとしっかり見ていったほうがいいのかなという気はします。

委員長：ありがとうございます。そうなりますとちょっと業務点のほうが、ウェイトが高まって価格点をちょっと下げて、合計300ぐらいになるようにということでしょうか。それによりますと私は、資料4の②の、19番。下の方の、総合的に優れた提案という、いわゆる独自提案ですが、いろんな事業者さんが集まった場合にはかなり、独自性というので差別化が出来ますし、いろんなご提案が見えてくるかと思うんです。それで、10点は低いなど、これは非常に思ったんです。ここで我々4名がいろんな思いで、この事業者さんこう考えているんだとかヒアリングのときもご質問できるかと思っておりますので、ちょっとここは高めてもいいのかなと思っておりました。

委員：そうですね。やっぱ民間の有利性って、そこはやっぱり、はい。

委員長：案についておりましたので、皆さんがちょっといろいろご意見いただければ。私もちょっと特に気になったところは、●●委員おっしゃった10番。施設の適切な維持管理の10点は低いなど。というところで、上の部分で、点数上げるところなどないでしょうか。

委員：前回の指定管理の時には、何者で来たんですか。

事務局：前は1団体です。

委員：1。これまで何回やってるんですか、審査。

事務局：今、第3期ですけど。

委員：3期目を。今、現在が3期目を。4期目に行こうとしてる。3期の中で1者以上来たことは。

事務局：あったけど、手上げたけど最終的に辞退したんじゃないか。そんなふう聞いたけど。

事務局：いえ、実際に申請書を出したのは、1団体。

事務局：説明会には来たけど、一応興味は持って、参画しようというようなところがあったようですが、最終的には。

委員：今の発言の趣旨は、たくさん出なあかんでという趣旨では全然なくて、1者がちょっとやるのっていう、いい行政が見たってなにも問題はないと思うので、配点を変えて…。

委員長：どうでしょう。価格点は変更ということで、ちょっと今、動きがあるのでそれは変更ということで、させていただくとします。これを100点から、50点ぐらいにするのか。70点ぐらいするのかその辺どうでしょうかね。岡本部長がおっしゃっていたほかの指定管理の価格点で高い安いで結局落ち着いたのはどれぐらいの。

事務局：ちょっと数字は持っていないので。

事務局：2割ぐらいから3割ぐらいの間だろうかなど。

委員長：そうですね。

委員：半分にするとかなくすとか。

事務局：なくすのは、議会にこのデータを全部出さないといけないので、そういう部分では。

委員：今まで出してなかったんでしょ。

事務局：1者だったんで影響がなかったってところですね。

委員：それは結果論。

事務局：結果論として。ただ、複数の諸案があると、やはり価格点という問題は出てくるなあと。

事務局：実際ね、質疑に合った中ではね、高いほうが通ったというケースがあったと、指定管理者選定で。そこについてはかなり、逆転するのはどうだったかっていうと、非常に質問があったというところですね。

委員長：やはり価格点をなくすっていうのは、ハードとソフトのバランスを考えた時の配点を少なかれ、私は入れるべき派なんですね。ソフトもちろんなんだけども、やっぱり管理運営維持も考えながら、やっぱりロマンだけ求めて、行政は成り立たないし、箱もやっぱり、それぞれしっかりしたものを管理していただく上でソフトも欲ばりだけだとそれができる団体ってのはやっぱり育ってきて民間、もしくはNPOで育ってるわけですから。ある種、100点は高いにしても、価格点は、それこ

そ今、事務局がおっしゃったようにですね。指定管理料は、高いんだけど、サービスは悪くて落ちるのか。非常に価格点は低かったけどもサービスが非常によくという、いろんなパターンがあるんで、これは競合すると見えてくる。やっぱり試行錯誤もある種、必要な部分があるかもしれないので。議会にも上げてらっしゃると言う事なので、ちょっと価格点は、50~70で考えて、どのへんで落ち着くのがいいのか。

委員：50にして2割ぐらいですね。200点の中で、19番がちょっと上がるように、調整を。

委員長：50点を上へもっていきますと、19番を、先生は、上げるという賛成をいただけますでしょうか。これ、じゃあ。50点あげられるわけですからね。

委員：他のあげるべきとおっしゃってたやつもあげて。

委員長：はい。8番を●●委員おっしゃってくださった。これも、5点は低いですからね。仮に10とか、ちょっと倍ぐらいにあげて。この⑩番として、施設の適切な維持管理の10点は低いですね。

委員：提案内容のほうで250点にして。

委員長：そうなんです。はい。

事務局：50減らして、50足したら、差が100を超えるんで。2割を切ると思うんですよ。業務点のほうで上げた点数分だけこっちですよというんですか。

委員長：そしたら価格点を70にしたい。

事務局：そういうところ。そうです。2割目安としては。

委員長：上で、30あげるとして。すでに、25上がってるんですけど。8番を5から10点に。10番を10点から20点に。19番を10点から20点にしますと、すでにここで、25点。あと5点。

委員：一番上のね。組織の安定度、15。一番上ですね。

委員長：はい、これ15点。

委員：どうでしょうかね。

委員長：これちょうど30点になるんですけど。これで事務局、もう一度申し上げますと①番、15点。⑧番10点。⑩番20点、⑪番20点といたしますと、30点プラスとなりまして、下、価格点は70点ということで、大体2割。

事務局：今で、価格点は、23、4%です。300点中の70点にしたら23、4%。

委員長：●●委員いかがですか。

委員：いいんじゃないでしょうか。

委員長：●●委員、大体今ので点数。

委員：はい。19番が20点ね。

委員長：はい。

委員：10番が15点なんです。

委員長：10番は20点です。

委員：20点。8番が10点。

委員長：では、こちらで、はい。割合的に24%弱と。1/4ぐらいですね。はい。先生方ありがとうございました。そうしましたらちょっと配点を変えるということで我々の審査のところそのあたりをしっかり含みながら審査したいと思います。そうしましたら、次回、ちょっとこちらのほう、修正を事務局またお願いして、完成版をご作成お願いいたします。

○その他

委員長：そうしましたら次にその他に入りますけれども、申請状況、それから今後の選考委員会の開催予定等事務局よりご説明お願いいたします。

事務局：その他について説明

委員長：はい、ありがとうございました。事務局のご提案、次回の会議内容につきましては、川西市情報公開条例第7条1項に規定された、非公開情報に該当するという事で申請者の内部情報が開示の恐れがあることから、会議公開運用要綱第7条第4項に基づきまして、次回の会議につきましては非公開とさせていただきますと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

委員：はい。

委員長：それではこちらで了解ということで、次回は非公開とさせていただきます。それでは事務局から次の会議につきましてのご説明をお願いいたします。

事務局：はい。次回でございますけれども、開催日につきましては、9月30日の金曜日、午前10時からと、したいと思っております。場所は202会議室でございます。よろしくお願いたします。

委員：10時ですね。

事務局：はい。

事務局：はい、12時半ぐらいまでになりますので、あらかじめご了承下さい。

委員長：はい、なお、先ほどご説明ありましたように、3団体からの申請があったということで、当日は3者のヒアリングをいたしますので、先生方には事前に申請書をですね、事務局から郵送いただきまして、我々事前にそれなりの読み込みまして、そして、当日は申請者のヒアリングを聞いたあと質問をし、採点したいと、いうふうに移っていきたく思います。よろしくお願いたします。そうしましたら本日は予定しておりました議事ですね、全て終了いたしましたので、本日はこれをもって、閉会となります。事務局のほうに進行をお返しいたします。

事務局：委員長、どうもありがとうございました。本日は長時間にわたりましてご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。これをもちまして本日の指定管理者選定委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。